

会長選挙規程（会規第十九号）中一部改正

会長選挙規程（会規第十九号）の一部を次のように改正する。

第二十六条第五項に次のただし書を加える。

ただし、天災その他避けることのできない事故により投票用紙の到着が遅れたときは、委員会の決定により、開票の開始までに到着した郵便投票を投票と認めることができる。

第三十四条中「五日」を「三日」に改める。

第三十五条第三項に次のただし書を加える。

ただし、次の各号のいずれかに該当する候補者については、当選者が確定した後、第一項の費用のうち二百万円を速やかに返還するものとする。

- 一 最多票を得た弁護士会が一つ以上ある候補者
- 二 有効投票総数の三パーセント以上の票を得た候補者

第五十二条第三項中「三十六・四センチメートル」を「三十六センチメートル」に、「二十五・七センチメートル」を「二十五センチメートル」に改める。

第五十六条第一項中「発送」の下に「、ファクシミリによる文書の送信」を加え、同条第二項中「郵便はがきの枚数」の下に「及びファクシミリにより送信する文書（以下「ファクシミリ送信文書」という。）の通数の合計」を加え、同条第三項中「郵便はがき」の下に「及びファクシミリ送信文書」を加え、同条に次の一項を加える。

5 ファクシミリ送信文書には、候補者又は文書責任者に対し送信停止を求めることができる旨を表示し、会員から送信停止を求められたときは、当該会員に対してファクシミリによる文書の送信をしてはならない。

第五十八条に次の一項を加える。

2 候補者及びその他の会員は、選挙運動の期間中に、会員以外の者から選挙運動費用の寄附を受けてはならない。

附 則

1 第二十六条第五項、第三十四条、第三十五条第三項、第五十二条第三項、第五十六条第一項から第三項まで及び第五項（新設）並びに第五十八条第二項（新設）の改正規定は、令和三年六月十一日から施行する。

2 本会は、第三十五条第三項の改正規定の施行後五年を経過した場合において、立候補の届出の状況その他当該改正規定の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に応じ、所要の見直しを行う。